

に問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11  
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課  
電話 026 (224) 3652

#### 4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札説明会  
実施しません。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年3月9日 午前10時  
イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所  
3階301号会議室
- (4) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
ア 受領期限 平成19年3月8日 午後5時(必着)  
イ 提出場所 郵便番号 380-0917  
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11  
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)及び(5)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

#### (8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (9) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

#### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水対策課

## 公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、平成18年9月6日から平成19年1月22日までの間に203機関について監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成19年2月19日

長野県監査委員 樽川通子  
同 東方久男  
同 宮澤敏文

平成18年度定期監査の結果に関する報告(第2回)

#### 1 監査の実施方針

監査は、平成18年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令、規則に則って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているのか、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく監査を実施しました。

#### 2 監査の対象年度

監査は、平成17年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

#### 3 監査の対象機関及び実施期間

監査は、平成18年9月6日から平成19年1月22日までの間に、監査対象機関386機関(普通会計373機関、企業特別会計13機関)のうち203機関(いずれも普通会計)について実施しました。なお、それ以外の183機関(普通会計170機関、企業特別会計13機関)については、平成18年5月24日から9月27日までの間に実施しており、その結果については「平成18年度定期監査の結果に関する報告(第1回)」として取りまとめ、県議会、知事等に報告しました。

#### 4 監査の実施状況

(1) 普通会計の実施機関203機関のうち、41機関については実地監査を、162機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本庁	1	1	0
現地機関	202	40	162
計	203	41	162

- (2) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。
- (3) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

#### 5 監査委員の意見

監査の結果に関する報告に添えて提出する主な意見は次のとおりです。

##### (1) 部局ごとの意見

###### ア 社会部

- 西駒郷は、平成16年3月に策定された「西駒郷基本構想」に基づき、平成16年度から新居住棟建設工事が進められています。現在、地域生活移行状況や社会環境の変化に対応するため、基本構想の見直しが行われていますが、この見直しに当たっては、知的障害者の地域生活への移行が現実に即しているのかどうか、また、全県的に県立として役割・機能を発揮できる施設とするよう検討されることを求めます。なお、現基本構想の上伊那圏域を対象とした施設となる方針を変更しない場合は、地域の適正な負担を検討することを求めます。(障害福祉課、障害者自立支援課)
- 4 労政事務所2分室は、平成18年4月から組織改正により10地方事務所の付置機関として、本所・分室が産業労働課に設置されましたが、一部分室では労働相談員も配置されていないことから、10月までの労働相談件数が1件と少ない状況が見受けられました。真に労働者のための労働行政となっているかどうか、再度独立した機関とするなど、組織の再編、機能強化を求めます。(労働福祉課)

###### イ 衛生部

- 看護師の計画的かつ安定的な確保については、平成17年12月に今後5年間の「看護職員需給見通し」を示し、平成22年にはおおむね看護職員の需給が均衡すると見通していますが、平成18年4月の診療報酬改定などにより、地域病院、中小規模の病院及び社会福祉施設を中心に看護師不足を招いています。地域医療を担う看護師の確保について、職場環境・待遇改善による離職防止や再就業の推進など、総合的な看護師の確保対策を求めます。(医療政策課)
- 平成16年1月の整備検討委員会による「県立駒ヶ根病院整備に関する提言」を受け、現在、マスタープラン作成委員会による病院整備に関するプランの作成が進められています。駒ヶ根病院の整備に当たっては、県内の精神保健医療の現状と変化を踏まえ、厳しい状況にある県財政を勘案しつつ、県立精神科病院として担うべき役割・機能を明確にするため、具体的な取り組みを検討し実行した上で、設置場所や規模、設置形態、経営の見通しを含めた総合的な検討が行われるよう求めます。(県立病院課、駒ヶ根病院)

###### ウ 農政部

- 本県は原産地や生産方法などを認証する原産地呼称管理制度に取り組んでいますが、農産物の安全・安心について、国では生産履歴制度(トレーサビリティ)を基本としていることから、長野県産の農産物の安全・安心を消費者に提示できるよう、国に準じて生産履歴制度(トレーサビリティ)の確立を早急に求めます。(農業政策課、農業技術課、園芸特産課、畜産課)

###### エ 林務部

- 松くい虫の被害については、昭和59年に上田市で松くい虫の被害発生が確認され、平成17年度においては、松くい虫の被害量が上小地域で県全体の約半数を占め、また、県下各地方事務所管内においてもその被害が発生、拡大しております。このことから、松くい虫被害防止のため、一層の施策の充実を求めます。(森林整備課)

###### オ 土木部

- 県発注の建設工事等について、広範な入札参加機会の確保や入札手続の透明性、公平性等を高めるため入札制度の改革に取り組まれてきたところではありますが、建設工事等の入札に際して、低入札価格調査に係る失格基準については設計価格の75%から80%としております。当該失格基準については、その算定根拠となったデータ等の調査対象年度が平成15年度から平成16年度であること、人件費・資材価格等の変動要因もあることから、新たなデータに基づく再調査により失格基準の見直しや検証を行うなど、よりよい入札制度に向けた対応を求めます。(土木政策課)
- 公務員の公金に対する意識やモラルが厳しく問われているなかで、松本建設事務所(奈良井川改良事務所)が実施した平成13年度国補河川改修工事及び平成14年度県単河川改修工事で、県職員が収賄容疑等で逮捕されたことは極めて遺憾であり、監査委員としても重大に受け止めております。今後、職員を対象とする法令遵守研修を定期的に行い綱紀粛正を徹底するほか、工事の設計積算、監督検査におけるチェック体制を一層強化するなど内部統制強化に努め、県民の信頼回復に最大の努力を図るよう求めます。(土木政策課)

- 災害を早期に復旧するために工事を分割発注するケースがでていますが、一般的に工事を分割発注することは工事費の高騰等につながり適当とは思われません。入札の機会を多くする趣旨は理解できますが、ケースバイケースにより入札を実施するよう求めます。(土木政策課)

###### カ 教育委員会

- いじめによる自殺、不登校、学力低下など本県の教育が抱える様々な課題の解決に向けて、様々な取り組みが行われていることは認められますが、いじめや不登校の実態を十分把握したうえ、学校現場、市町村教育委員会等と連携し、信州教育のあるべき姿とその目標を実現するために具体的な戦略や施策を早期に具体化するよう求めます。(義務教育課、高校教育課、教学指導課)

- ・高等学校における授業料の滞納繰越は平成15年度から発生しておりますが、平成15年度は15万余円、16年度は42万余円、17年度については236万余円(H19.1.31現在)と大幅に増えています。平成17年3月に作成した「長野県高等学校授業料の滞納者に対する徴収マニュアル」に基づき、学校全体で取り組む徴収体制を徹底するなど、授業料の滞納を解消するため実効ある対応を求めます。(高校教育課)
- ・青年の家、少年自然の家など教育機関について、県の役割や利用状況などから見た設置の必要性など、そのあり方について検討を求めます。(文化財・生涯学習課)

## (2) 現地機関ごとの意見

## ア 地方事務所

- ・平成17年度開始したコモンズ支援金について、地域に軸足を置いた施策や協働して行う創意工夫ある事業など目的に沿った取り組みがなされたか、効果の検証を行うとともに、19年度から創設される「地域発 元気づくり支援金」についても、目的に沿った選定に努めてください。
- ・県営住宅について、建設して25年経過したものは、上小地方事務所管内で994戸あり管内全体の65%を占めています。市町村への移管・建替え・廃止の位置付けを明確にした総合計画の策定を求めます。市町村に移管していくための取り組みとしては、建設後25年以上経過すれば無償とするなど取り組んでいるところですが、平成17年度は市町村への移管実績が全くないことから、市町村で引き受けやすい環境の整備を求めます。また、平成17年度の県営住宅家賃の未収は県全体で1億8,024万余円で収納率94.5%となっています。債務者等に対する資産等の状況を十分に検証したうえで、不納欠損処分や回収に向けた実効ある対策を求めます。

## イ 建設事務所、砂防事務所

- ・各建設事務所では、「災害に強い社会基盤づくり」等の施策目標を掲げ、集落の孤立を防ぐ災害に強い道路整備など多様な事業を行っていますが、台風等の災害で数年続けて孤立した地域もあったことから、優先順位をつけるなど臨機応変な事業執行に努めてください。

## ウ 上記以外の現地機関

- ・国は、国立大学について、組織編制、教職員配置及び予算執行の面での自主性・自律性に配慮しつつ、自らの権限と責任において優れた教育や特色ある研究などに大学が工夫を凝らせるよう、国の組織から独立した国立大学法人制度を導入しました。本県も、看護大学について、現行の運営組織の課題等を十分に踏まえ、社会のニーズを捉えた弾力的な教育研究の組織編制や多様な履修選択がより可能になるなどの大学運営が図られるよう、法人化を含めた検討を求めます。(看護大学、衛生部医療政策課)
- ・総合リハビリテーションセンター敷地内にある、現在老朽化等により使用していない看護師寮、職員宿舍及び訓練施設については、県民ニーズを把握するなどの対応を行い、順次取り壊しを進めるなど環境の整備を求めます。また、一般会計を適用している当センターにおいて、損益状況等を把握できる会計方法の採用や部門別収支の公開、更には病院機能評価の受審などの検討を求めます。(総合リハビリテーションセンター、衛生部県立病院課)
- ・食肉衛生検査所では、平成16年度から事務職員が減員となり、会計事務については獣医師が事務処理を行っている現状があります。人員削減は必要と考えますが、本来の獣医師の業務に支障が生じないよう、兼務等を含めた事務職員の配置の検討を求めます。また、食肉衛生検査所における畜検査業務(細菌学的検査、BSE検査等)について、食肉の安全確保を図るため、検査機器等の充実に努めてください。(食肉衛生検査所、衛生部食品・生活衛生課)
- ・山岳総合センターでは、山岳に関する研究、調査及び健全な登山に関する研修や講習会等教育事業を行っているところですが、本県は全国に誇る山岳財産を持つことから、登山者の安全確保に資するため、観光案内業者の啓発や資質向上を目的とした研修の義務化の検討等、より一層の充実を求めます。(山岳総合センター、商工部産業政策課)

## 6 監査の結果

監査の結果、指摘事項、指導事項又は検討事項としたものは次のとおりです。なお、各監査実施機関の監査年月日及び監査の結果は別表のとおりです。

## (1) 普通会計

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収 入 事 務	0(0)	2(10)	0(0)	2(10)
契 約 事 務	0(0)	9(21)	0(0)	9(21)
支 出 事 務	0(2)	7(17)	0(2)	7(21)
補 助 金 事 務	0(0)	5(6)	0(0)	5(6)
財 産 管 理 事 務	0(0)	9(16)	0(0)	9(16)
計	0(2)	32(70)	0(2)	32(74)

(注) ( ) 内は平成18年度の総数です。

## ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等が適切でないものとして指摘した事項はありませんでした。

## イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行等について留意又は改善を要するものとして指導した事項は次のとおりです。なお、指導事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し、改善を促しました。

## (7) 収入事務関係(2件)

- ・行政財産使用許可に係る管理経費が徴収されていないものがあった。
- ・土木使用料(河川占用料、土石採取料)の未収金について、督促及び履行催告が適正に行われていないものがあった。

## (4) 契約事務関係(9件)

- ・工事請負契約において、契約書を作成しなければならないものを、請書により処理しているものがあった。
- ・委託契約において、本来入札等により契約すべきところ、特段の理由もなく、一者随意契約により行っていたものがあった。
- ・工事請負契約において、特段の理由もなく、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱に基づいた業者選定が行われていないものがあった。
- ・委託契約において、長野県建設工事請負人等選定委員会要領に基づく請負人選定が行われていないものが多数あった。(同種の指導事項が5件ありました。)
- ・委託契約において、本来なら入札等により契約を行うべきところ、請求方法により支出されているものがあった。

## (7) 支出事務関係(7件)

- ・宿泊を伴う旅費の支給において、朝食代を重複支給し、返納が必要となるものがあった。
- ・委託契約、工事請負契約及び補助金の執行等において、支出負担行為の事前審査が行われていないものが多数あった。(同種の指導事項が6件ありました。)

## (E) 補助金事務関係(5件)

- ・補助金の執行において、実績報告書の審査が不十分であったため、過大交付されていたものが複数あった。(同種の指導事項が3件ありました。)
- ・会計検査院の指摘を受け、国庫補助金等の返還が行われたものが複数あった。(同種の指導事項が2件ありました。)

## (オ) 財産管理事務関係(9件)

- ・借受不動産管理簿が作成されていないものがあった。
- ・借入物品管理簿が作成されていない物品があった。(同種の指導事項が3件ありました。)
- ・内部事務総合システム上の物品の数と実際数が一致しないなど、備品に関する帳票等の整理が適切に行われていないものが複数あった。(同種の指導事項が3件ありました。)
- ・高等学校におけるPTA等の主催による校外模試等の実施に当たり、校舎等行政財産の一時使用許可の手続きを行わず、かつ、所要の管理経費の徴収がされていないものが複数あった。(同種の指導事項が2件ありました。)

## ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項はありませんでした。

## (2) 企業特別会計

平成18年5月24日から9月27日までの間に、すべての監査対象機関(13機関)について監査を行っており、今回の実施期間内に監査を行った機関はありませんでした。

## 定期監査(平成18年9月6日～平成19年1月22日実施分)の指摘事項等の件数(普通会計)

指摘事項・指導事項・検討事項の分類	計	指摘	指導	検討
1 収入事務関係				
・収入未済額の解消に努力を要するもの	(6)		(6)	
・管理経費の算定を誤っていたもの				
・調定の時期が適切でないもの	(1)		(1)	
・その他調定等に関する事務処理が適切でないもの	1(1)		1(1)	
・その他収入に関する事務処理が適切でないもの	1(2)		1(2)	
小計	2(10)	0(0)	2(10)	0(0)
2 契約事務関係				
・契約書又は請書が作成されていないもの	1(6)		1(6)	
・契約書等の記載内容に不備があるもの				
・随意契約の理由等が適切でないもの	1(1)		1(1)	
・予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの				
・請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの	6(10)		6(10)	
・見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの	(3)		(3)	
・その他契約に関する事務処理が適切でないもの	1(1)		1(1)	
小計	9(21)	0(0)	9(21)	0(0)
3 支出事務関係				
・職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの	(2)	(1)		(1)
・旅費支給に関する事務処理が適切でないもの	1(2)		1(2)	
・監督職員と検査職員が同一人であるもの				
・その他工事にに関する事務処理が適切でないもの	(2)		(1)	(1)
・予算執行が効率的・計画的でないもの				
・支出負担行為の時期が適切でないもの				
・事前審査に関する事務処理が適切でないもの	6(12)		6(12)	
・給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの	(1)		(1)	
・その他支出に関する事務処理が適切でないもの	(2)	(1)	(1)	
小計	7(21)	0(2)	7(17)	0(2)
4 補助金事務関係				
・補助金交付決定等の事務処理が適切でないもの				
・補助金実績報告書の提出が遅いもの				
・その他補助金に関する事務処理が適切でないもの	5(6)		5(6)	
小計	5(6)	0(0)	5(6)	0(0)
5 財産管理事務関係				
・公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの	1(3)		1(3)	
・物品に関する帳票の整理等が適切でないもの	6(9)		6(9)	
・財産の有効利用等の努力を要するもの				
・その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの	2(4)		2(4)	
小計	9(16)	0(0)	9(16)	0(0)
合計	32(74)	0(2)	32(70)	0(2)

(注) ( ) 内は平成18年度の総数です。



(別表) 組織名については実地監査及び書面監査時点の名称で記載しています。

普通会計

ア 実地監査

監査実施機関及び監査年月日	監 査 の 結 果
信州広報・ブランド室 平成18年9月6日	適正に執行されたものと認められました。
県立総合リハビリテーションセンター 平成18年10月4日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
千曲川流域下水道建設事務所 平成18年10月4日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
農業大学校 平成18年10月5日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
長野県立歴史館 平成18年10月5日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
白田高等学校 平成18年10月17日	適正に執行されたものと認められました。
南佐久警察署 平成18年10月17日	適正に執行されたものと認められました。
大町保健所 平成18年10月18日	適正に執行されたものと認められました。
山岳総合センター 平成18年10月18日	適正に執行されたものと認められました。
北安曇地方事務所 平成18年10月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務及び補助金事務の一部について指導事項がありました。
北安曇福祉事務所 平成18年10月26日	適正に執行されたものと認められました。
北安曇農業改良普及センター 平成18年10月26日	適正に執行されたものと認められました。
東京事務所 平成18年11月10日	適正に執行されたものと認められました。
木曾建設事務所 平成18年11月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務の一部について指導事項がありました。
大町建設事務所 平成18年11月15日	適正に執行されたものと認められました。
長野地方事務所 平成18年11月16日	適正に執行されたものと認められました。
長野福祉事務所 平成18年11月16日	適正に執行されたものと認められました。
北信労政事務所 平成18年11月16日	適正に執行されたものと認められました。
長野農業改良普及センター 平成18年11月16日	適正に執行されたものと認められました。
北信会計センター 平成18年11月16日	適正に執行されたものと認められました。
上小地方事務所 平成18年11月21日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
小県福祉事務所 平成18年11月21日	適正に執行されたものと認められました。

東信労政事務所 平成18年11月21日	適正に執行されたものと認められました。
上小農業改良普及センター 平成18年11月21日	適正に執行されたものと認められました。
上田建設事務所 平成18年11月28日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
諏訪建設事務所 平成18年11月28日	適正に執行されたものと認められました。
箕輪工業高等学校 平成18年12月5日	適正に執行されたものと認められました。
高遠高等学校 平成18年12月5日	適正に執行されたものと認められました。
看護大学 平成18年12月6日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
松川青年の家 平成18年12月6日	適正に執行されたものと認められました。
畜産試験場 平成18年12月13日	適正に執行されたものと認められました。
林業総合センター 平成18年12月13日	適正に執行されたものと認められました。
松本食肉衛生検査所 平成18年12月14日	適正に執行されたものと認められました。
松本美須々ヶ丘高等学校 平成18年12月14日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪湖健康学園 平成19年1月17日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
上田保健所 平成19年1月17日	適正に執行されたものと認められました。
上田警察署 平成19年1月17日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪警察署 平成19年1月17日	適正に執行されたものと認められました。
佐久高速道事務所 平成19年1月18日	適正に執行されたものと認められました。
佐久教育事務所 平成19年1月18日	適正に執行されたものと認められました。
岡谷南高等学校 平成19年1月18日	適正に執行されたものと認められました。

## イ 書面監査

監査実施機関及び監査年月日	監査の結果
佐久地方事務所 平成19年1月22日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、補助金事務の一部について指導事項がありました。
諏訪地方事務所 平成19年1月22日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、補助金事務の一部について指導事項がありました。
下伊那地方事務所 平成19年1月22日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、補助金事務の一部について指導事項がありました。
松本地方事務所 平成19年1月22日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。